

- メ 認定資金決済事業者協会
 ミ 金融サービス仲介業を行ふ者
 シ 認定金融サービス仲介業協会
- 四 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 五 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 六 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。
- 九 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
- 十一 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。
- 十二 準備預金制度に関すること。
- 十三 金融機関の金利の調整に関すること。
- 十四 損害保険料算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 十六 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- 十七 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- 十八 公認会計士及び監査法人に関すること。
- 十九 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。
- 二十 電子記録債権の電子記録に関すること。
- 二十一 金融に係る知識の普及に関すること。
- 二十二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
- 二十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二十四 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 二十五 金融商品取引法及び公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定による課徴金に関すること。
- 二十六 金融商品取引に係る犯則事件の調査に関すること。
- 二十七 所掌事務に係る国際協力に関する研修を行うこと。
- 二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十九 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

2	<p>前二項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>長官及び金融機関連業者（金融庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。）に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。</p> <p>（第六条）金融庁に、次の審議会等を置く。</p> <p>（第七条）金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 内閣総理大臣、長官又は財務大臣の諮問に応じて国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 前号に規定する重要事項に關し、内閣総理大臣、長官又は財務大臣に意見を述べること。</p> <p>三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて責任保険（自動車損害賠償保障法第五条に規定する責任保険をいう。）に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 前号に規定する重要事項に關し、関係各大臣又は長官に意見を述べること。</p> <p>五 金融機関の金利に関し、内閣総理大臣、長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十四条に規定する政策委員会をいう。）に意見を述べること。</p> <p>六 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて公認会計士制度に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>七 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第二百八十一号）第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>八 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>前二項に定めるもののほか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に關する必要な事項については、政令で定める。</p> <p>（第八条）証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第二百三十四号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>
---	---

(職権の行使)

第九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行ふ。

(組織)

第十条 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

(委員長)

第十二条 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十三条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。

委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第十四条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び委員の身分保障)

第十五条 委員長及び委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

(委員長及び委員の罷免)

第十六条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長及び委員の給与)

第十七条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

(事務局)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第二十条 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の監

振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 委員会は、前項の勧告をした場合には、内閣総理大臣及び長官に建議することができる。

(建議)

第二十二条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

(公表)

第二十三条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

(政令への委任)

第二十四条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

(官房及び局の数等)

第二十五条 金融庁は、内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

(審判官)

第二十六条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断ができると認められる者について、長官が命ずる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条第一項及び第七条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(第二条 削除)

第三条 金融監督官設置法（平成九年法律第一百一号）は、廃止する。

(金融監督官設置法の廃止)

(職員の引継ぎ)

第四条 この法律の施行の際現に從前の金融監督官の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、金融監督官の職員となるものとする。

(経過措置等)

第五条 第七条第一項の規定による金融再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される金融再生委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六条 従前の証券取引等監視委員会は、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に從前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監

視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十五条第一項の規定にかかるわらず、同日における従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に従前の証券取引等監視委員会が内閣総理大臣、金融監督庁長官又は大蔵大臣に対しても附則第三条の規定による廃止前の金融監督庁設置法第十八条第一項の勧告又は同法第十九条若しくは第二十条第三項の建議については、これを、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、金融再生委員会、金融監督庁長官又は大蔵大臣に対してもした勧告又は建議とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 附則第五条第一項の規定は、第三十四条第二項の規定による株価算定委員会の委員の任命のための必要な行為について準用する。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される株価算定委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(所掌事務の特例)

第八条 金融庁は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の規定に基づく事務
- 2 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の規定に基づく事務

2 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の規定によりそのに基づく事務

2 金融機能の再生のための緊急措置を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

(株価算定委員会)

第九条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づく株価算定委員会の事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融庁に株価算定委員会を置く。

2 株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第四十条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(株価算定委員会)

第十条 株価算定委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十一条 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

3 株価算定委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十二条 委員は、法務、金融、会計等に優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第十三条 委員の任期は、附則第九条第一項の政令で定める日までとする。

(関係行政機関との協力)

第十四条 株価算定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、金融庁長官を通じて、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用規定)

第十五条 第十二条第一項及び第三項、第十四条、第十五条並びに第十六条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員について準用する。この場合において、第十四条中「委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替えるものとする。

ものとみなされる者の任期は、第二十五条第一項の規定にかかるわらず、同日における従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に従前の証券取引等監視委員会が内閣総理大臣、金融監督庁長官又は大蔵大臣に対してもした勧告又は建議とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 附則第五条第一項の規定は、第三十四条第二項の規定による株価算定委員会の委員の任命のための必要な行為について準用する。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される株価算定委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ことができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第十六条 附則第九条から前条までに規定するもののほか、株価算定委員会に関する必要な事項は、政令で定める。

第十七条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)で定めるとところにより金融庁に置かれる金融機能強化審査会は、同法の定めるところによる。

附 則 (平成一一年四月二一日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定 内閣法の一部を改正する法律の施行の日前で別に法律で定める日

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際に従前の金融監督庁の職員である者は、別に辞令を発せられないと、同一の勤務条件をもって、金融再生委員会に置かれる金融庁の相当の職員となるものとする。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際に従前の金融再生委員会に置かれた金融庁の証券取引等監視委員会(以下この条において「旧証券取引等監視委員会」という。)の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十八条の規定による改正後の金融庁設置法(以下この条において「新金融庁設置法」という。)第十二条第一項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新金融庁設置法第十三条第一項の規定にかかるわらず、同日における旧証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間に同一の期間とする。

2 この法律の施行の際に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十二条の規定により、内閣府に置かれる金融庁の株価算定委員会(以下この条において「新株価算定委員会」という。)の委員として任命されたものとみなす。

3 この法律の施行の際に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十二条第一項の規定により、新株価算定委員会の会長として定められたものとみなす。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年七月三〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三章の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一一年八月一八日法律第一三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十四まで 略

第二十五条 第百十条の規定による金融再生委員会設置法第九条第一号の改正規定

附 則 (平成一一年五月三一日法律第九六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中証券取引法目次の改正規定(「第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示(第二十七条の二十三第一二十七条の三十)」を、「第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示(第二十七条の二十三第一二十七条の三十)」/第二章の四 開示用電子情報処理組織による開示(第二十七条の二十三第一二十七条の三十)/第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例等(第二十七条の三十の二第一二十七条の二第一二十七条の十一)」/に改める部分に限る)、第二十七条の二第一項、第二十七条の十第一項及び第二十七条の二十三第一項の改正規定、同法第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七条の三十の九及び二十七条の三十の十一に係る部分に限る)並びに附則第四十六条書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成十二年法律第二百二十六号)の施行の日

第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第五十条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則 (平成一一年五月三一日法律第九七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則 (平成一一年五月三一日法律第九七号) 抄

第一条 この法律は、新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社とみなす。

（处分等の効力）
第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（施行期日）
附 則 (平成一一年五月三一日法律第九七号) 抄

第一条 前項の規定による改正後の金融再生委員会設置法第四条第二十八号の規定の適用については、旧特定目的会社は、新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社とみなす。

（施行期日）
附 則 (平成一一年五月三一日法律第九七号) 抄

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二八日法律第一三一号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二六日法律第三二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年四月二六日法律第六五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二二日法律第六五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則** (平成一六年六月九日法律第九七号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成一六年六月九日法律第九七号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中証券取引法第百九十四条の六第三項及び第四項の改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定並びに同法第百九十四条の七の改正規定、第二条中外国証券業者法第四十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び外国証券業者法第四十三条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資信託法第二百二十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十一条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八条中資産の流動化に関する法律第二百二十九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第九条、第十条及び第二十条の規定、第二十一条の規定（同条中金融庁設置法目次の改正規定、同法第四条第二十二号の次に一号を加える改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第二十条及び第二十一条の規定 平成十七年七月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則** (平成一六年六月一八日法律第一二八号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成一六年六月一八日法律第一二八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十条 この法律に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則** (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(処分等の効力)

第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまつたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則** (平成一六年一二月八日法律第一五九号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成一六年一二月八日法律第一五九号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一六年一二月一〇日法律第一六四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一六年一二月一〇日法律第一六四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成一七年五月二日法律第三八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(内閣府令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定める。

(行政令等)

第三十四条の二 この附則（附則第十五条第四項を除く。）及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人

人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該

法人の業務の監督を行つていた行政機関（同日以前にあつては、同条の規定によりなお従前の

例により当該法人の業務の監督を行う行政機関）

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

(権限の委任)

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による行政令（都道府県の知事その他の執行機関を除く。）の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

第一項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、そ

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則** (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第二百四十二条の規定)

この法律の公布の日

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げる、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条规定第一項、第六十七条规定第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二一日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という）から施行する。

（处分等の効力）

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百二十七条中公認会計士法第四条第二号の改正規定（「若しくは第百九十八条」を「から第百九十八条まで」に改める部分に限る。）、第二百一十八条第一項の規定、第二百五十五条中会社法第三百三十二条第一項第三号の改正規定（「第二百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第二百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第二百九十八条第八号」に改める部分に限る。）、第二百六条第一項の規定及び第二百十三条中金融庁設置法第二十条第一項の改正規定（「、検査」の下に「報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取」を加える部分に限る。）平成十八年証券取引法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

二 及び 三 略
四 第一百十四条の規定 平成十八年証券取引法改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び 二 略

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一百二十四条の規定 平成一八年一二月二〇日法律第一一五号）抄
(施行期日)

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二二号) 抄
(施行期日)

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十二条第二項（第二十二号及び第二十四号を除く。）、第四条から第七条まで及び第十三条から第二十八条までの規定並びに次条、附則第五条から第七条まで、附則第九条から第十二条まで及び附則第十四条から第十八条までの規定、附則第十九条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第百八十九条及び第百九十条の改正規定並びに同法第百九十六条の改正規定（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第二百二十七条の改正規定を削る部分に限る。）、附則第二十条の規定、附則第二十三条中金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第八条の改正規定及び同法第二十条第一項の改正規定並びに附則第二十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二十四条 この法律の規定による廃止又は改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。（政令への委任）

第二十六条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（政令への委任）

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月二七日法律第六五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月二七日法律第六五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年六月二四日法律第五九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三項の改正規定を除く。)、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第三十一条の改正規定に限る。)、第三十三条(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十三条第二項の改正規定を除く。)、第三十三条及び第三十四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成二十六年五月三〇日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十八条 附則第一条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成二六年六月一三日法律第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二八年六月三日法律第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成二九年五月二四日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 平成二十九年銀行法等改正法の施行の日が施行日前である場合には、前条のうち、金融庁設置法第四条第一項の改正規定中、「コ」を「エ」とあるのは、「テ」を「ア」と、「コ」を「エ」とし、ヨからフまでをタからコまでとし、カ」と、同項第二号カの次に次のように加える改正規定中、「ヨ」とあるのは、「レ」とする。

2 前項の場合において、平成二十九年銀行法等改正法附則第十九条のうち金融庁設置法第四条第一項の改正規定中「エ」を「ア」とあるのは、「コ」を「テ」と、「エをアとし、ホからコまでをトからテまで」とあるのは、「コをテとし、ホからFまでをトからエまで」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成二九年六月二一日法律第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十一条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第二条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成三〇年一二月一四日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第二条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(令和元年六月七日法律第二八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第六十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の

合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日
行政庁の行為等に関する経過措置

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同
行政庁の行為等に関する経過措置)

じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

る法律（平成十八年法律第四十号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年二月一日法律第七一號）抄
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第一百二十五条の規定 公布の日

附則（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三百五十九条 金融商品取引法第一百五十六条の六十三から第一百五十六条の六十六までの改正規定、同法第一百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第一百五十六条の七十五の改正規定、同法第一百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八十二条第一款の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第二百三十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関するもの）を含む。は、政令で定める。

行する。

附 則（令和四年五月一八日法律第四一號）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日
(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年一月二九日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第五十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十五条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第一百七条第一項及び第一百七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に關する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に關する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第三項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十二条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六项の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十五条の六十の二第二項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第五条中資産の流動化に關する法律第七十七条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十八条の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一 附則第十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則 (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。